

持続可能な建設業を実現するための 「第三次・全国統一指標」

国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 かわつら 川面 あきひこ 顕彦

1. はじめに

公共工事等の品質確保と働き方改革を一層推進するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正に基づき、地域ブロック発注者協議会で国や地方公共団体における具体的な取組目標を設定し、その進捗状況を毎年確認しています。

この取組は工事だけでなく、測量、調査、設計といった業務も対象としており、「全国統一指標」として運用してきました。この統一指標に加えて、各地域の特性や状況に応じた多様な取組を促進するために「地域独自指標」も地域ごとに設定し、目標に向かって推進してきました。

本稿では、統一指標のこれまでの取組と、令和6年度に改正された品確法を踏まえて令和7年6月に決定した「第三次・全国統一指標」について紹介します。

2. 新・全国統一指標 （令和2～6年度）概要

令和2～6年度に運用された「新・全国統一指標」は、工事に関するものと、測量、調査及び設計（業務）に関するものに大別され、それぞれ具

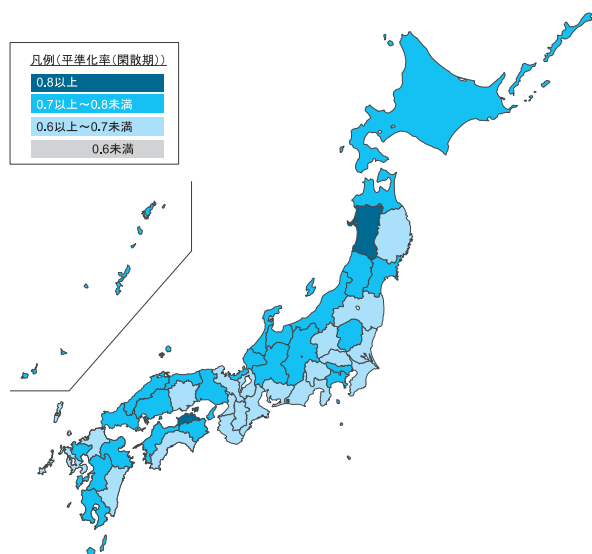
体的な目標を設けていました。

工事に関する指標は次の三つです。

(1) 工事 地域平準化率（施工時期の平準化）

これは、年度全体を通じて工事の稼働件数を平準化することを目指す指標です。具体的な算出方法は、年度全体の月平均稼働件数に対する、通常閑散期である4～6月期の月平均稼働件数の割合として計算されます。

この指標は、通常閑散期となる年度初期の工事発注を促進し、通年での安定的な工事稼働を確保することで、建設企業の経営安定化や労働者の年間を通じた雇用安定に寄与することを目的として



図－1 工事 地域平準化率（R5，閑散期，県域単位）

います。この比率が高いほど、年度初期にも工事が行き渡り、より平準化された状況にあると判断されます。

実績値は地域ブロック単位と県域単位で公表しており、令和5年度の地域ブロック単位では北海道ブロックが0.74、関東ブロックが0.72、九州ブロックが0.71といった地域ブロック全体の平均値を示しています。県域単位では、香川県が0.81、秋田県が0.81と高い平準化率を示す一方で、0.3以下の市区町村もあり、地域や機関によって状況が大きく異なります（図－1）。稼働件数が少ない機関では、極端な値が出やすい傾向も見られます。

(2) 工事 週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

これは、発注工事のうち、週休2日を確保できるような適正な工期設定や、積算における補正係数の設定などにより、現場閉所や交代制を問わず「4週8休以上」の確保を促進するための工事が、どの程度公告等の発注手続きが行われたかを示す割合です。国、都道府県、政令市の発注する工事が対象で、こちらも地域ブロック単位と県域単位で公表しています。

週休2日対象工事については、多くの地域ブロックで1.00に近い高い割合が示されており、例えば東北ブロックは1.00、北陸ブロックは0.99でした。県域単位においても、全ての都道府県で0.9を超えており、週休2日を考慮した工事の発注が広く行われていることを示唆しています。

しかし、令和5年度における週休2日の実際の達成率（4週8休以上）を見ると、都道府県の全国平均は63.4%でした。例えば、北海道は94.8%と非常に高い達成率を示している一方、30%未満の自治体など、都市部を中心に達成率に課題を抱える機関も存在しており、対象工事が設定されても実際の休日確保の状況には差がある現状がうかがえます。

(3) 工事 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

これは、過度な低価格入札を防ぎ、品質確保を目的とした「ダンピング対策」の実施状況を示す指標です。都道府県、政令市、市区町村が発注する工事に対し、低入札価格調査基準又は最低制限価格が設定されているものの割合を示します。

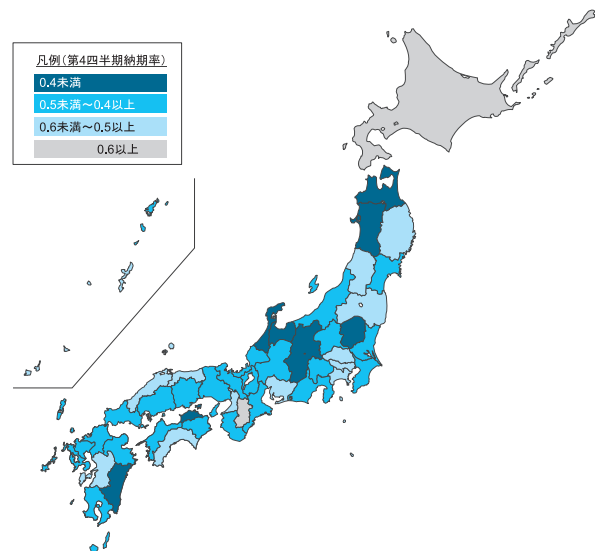
対象金額は、都道府県・政令市では250万円を超える工事、市町村では130万円を超える工事（いずれも随意契約を除く）です。低入札価格調査基準価格を設定していない場合でも、総合評価方式において入札価格が一定水準を下回った場合に価格点を低減する対策も含まれます。この状況は県域単位で公表しています。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況は、多くの地域・県域で1.00に近い高い実施率が見られ、全国平均も0.93と、ダンピング対策が広く導入されていることが示されています。

測量、調査及び設計等、業務に関する指標は次の二つです。

(4) 業務 地域平準化率（履行期限の分散）

国、都道府県、政令市が発注する業務において、年度末にあたる第4四半期（1～3月）に履行期限が設定されている業務の割合を示します。



図－2 業務 地域平準化率（R5、履行期限の分散、県域単位）

この割合が低いほど、年度末への業務集中が緩和され、業務の平準化が進んでいると評価されます。これも地域ブロック単位と県域単位で公表しています。

業務の地域平準化率（第4四半期納期率）は、令和5年度の数値では、長野県や香川県で0.34と低い値が示されており、年度末への業務集中を緩和する努力が見られます。しかし、0.6程度の地域等、まだ年度末集中が顕著な地域も存在します（図-2）。

(5) 業務 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県、政令市が発注する業務に対し、低入札価格調査基準又は最低制限価格が設定されているものの割合を示します。対象業務は、土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタントで、対象金額は都道府県・政令市で100万円を超える業務（随意契約を除く）です。これも工事と同様に県域単位で公表しています。

業務の低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況は、全国平均で0.94と、工事と同様に高い実施率が示されている一方、0.1以下等、極端に低い自治体も存在します。

これらの指標の実績値は、一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ・テクリスに登録されたデータや、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）のデータなどを活

用して算出しています。

これらの実績は、公共工事等の品質確保と働き方改革に向けた取組が進展していることを示す一方で、地域や機関によってばらつきがあり、さらなる改善の余地があることを示しています。

3. 建設業の現状

以上のように品確法の理念、また全国統一指標で定めた目標に基づき、建設業の働き方改革等は一步ずつ進んでいるところです。しかし、それでもなお、他産業と比較して労働者の減少・高齢化が早いペースで進んでおり、次世代への技術継承が大きな課題となっています。

また、図-3のとおり、建設業の平均的な休日の取得状況としては4週6休程度が半数程度を占め、多くの方が週休2日を取得しているとはいえない状況です。若い世代は学校教育でも週休2日を経験しており、彼らに建設業を選択してもらい、担い手を確保するには、さらなる改善が求められます。

4. 「第三次・全国統一指標」（令和7年度～）：新たな目標設定と取組の強化

令和6年度の品確法改正に伴い、これまでの取組状況を踏まえて、公共工事等の品質確保と働き方改革をより一層推進するため、国土交通省では、令和7年6月に「第三次・全国統一指標」を

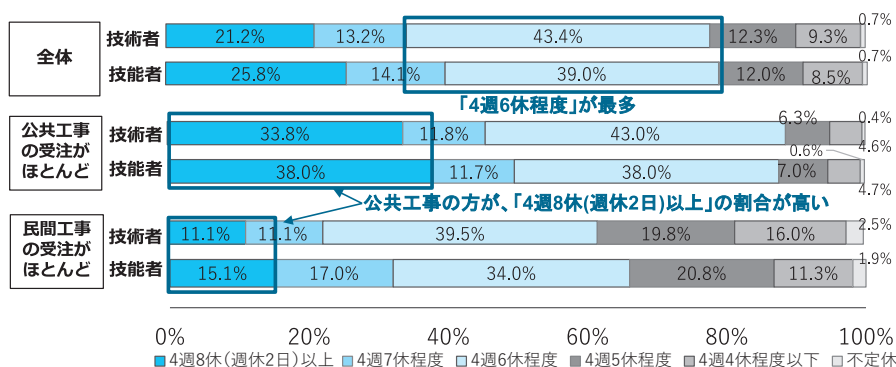


図-3 建設業における平均的な休日の取得状況

新たに決定しました。この新しい指標は、これまでの経験と実績に基づいて、より実効性の高い目標設定を目指すものです。

(1) 地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）

従来の地域平準化率は、閑散期である4～6月期の稼働件数だけに着目していましたが、「第三次・全国統一指標」では、「閑散期のボトムアップ」と「繁忙期のピークカット」という二つの側面から平準化を評価する新しい考え方を導入しました。

繁忙期のピークカットとは、通常繁忙期である1～3月期における工事稼働状況を年度全体の平均と比較する指標です。これは、1～3月期の月平均工事稼働件数を年度全体の月平均工事稼働件数で割ることで算出されます。この指標の導入

は、年度末への工事の過度な集中を抑制し、無理のない工期設定や労働負荷の軽減を通じて、労働者の働き方改革を一層推進することを目的としています。指標設定前ではありますが、令和5年度の実績値では、近畿ブロック・九州ブロックが1.14と高い数値を示し、工事が集中していることが分かります。

一方で北海道ブロックは0.85、北陸ブロックは0.94と、積雪の多い地域においては工事が施工できないため数値が低くなっており、今後、各地域の実態に合わせて目標値を設定することとなります。閑散期、繁忙期、これら二つの指標を組み合わせることで、年間を通じてより健全で持続可能な工事発注・施工体制の実現を目指します（図-4、5）。

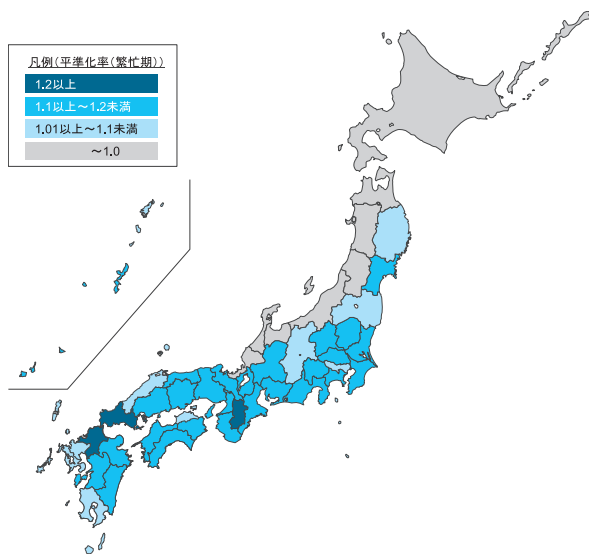


図-4 地域平準化率 (R5, 繁忙期のピークカット, 県域単位)

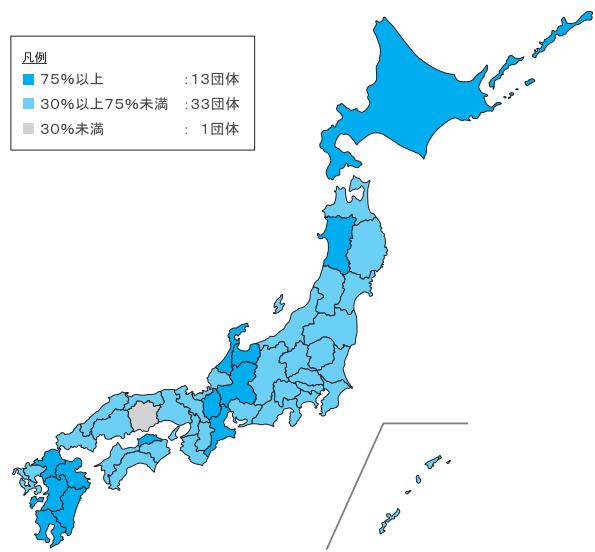


図-6 週休2日の達成状況 (R5)

工事名と工期	工期												翌年度				
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月			
い工事：前年度11/3～9/26		←															
ろ工事：6/5～2/13					←												
は工事：10/17～3/28														←			
に工事：1/21～翌年度5/25																	
※工事稼働件数は、稼働日数にかかわらず毎月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）																	
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件			
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12															
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3															
1-3月期の月平均工事稼働数												8÷3					

図-5 平準化 数値算定方法

(2) 週休2日の達成状況（休日の確保）

従来の指標が「週休2日対象工事として公告した割合」であったのに対し、新しい指標では、実際に現場で「4週8休以上」が達成されているかどうか、その「休日の確保」に焦点を当てます。これは、形式的な制度導入だけでなく、現場での実質的な労働環境改善を促すための重要な変更であり、建設現場の働き方改革をより強く推進するものです。令和5年度の達成率が全国平均で63.4%であったことを踏まえ、今後はこの「達成状況」を直接的な目標とすることで、一層の改善が期待されます（図-6）。

(3) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

この指標は、過度な低価格入札による品質低下や労働環境悪化を防ぐためのものであり、第三次・全国統一指標においても工事に関するダンピング対策として、従前と同様の枠組みで継続します。改正地方自治法施行令に併せて、対象金額を都道府県・政令市では400万円を超える工事、市町村では200万円を超える工事（いずれも随意契約を除く）に変更しました。

(4) 業務における指標

測量、調査及び設計（業務）に関する指標については、第三次・全国統一指標においても、その重要性から、「地域平準化率（履行期限の分散）」と「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）」の二つを、従前の枠組

みで継続することになりました。ダンピング対策については、工事同様、改正地方自治法施行令の施行に併せて対象範囲を変えています。また、これまでの対象は都道府県・政令市でしたが、市区町村においても重要な取組であるため、対象に追加しています。

これらにより、履行期限の年度末集中の緩和と適正な価格での契約が引き続き推進され、品質の確保と安定した事業遂行が図られます。

5. 今後のスケジュールと展望

国土交通省は「第三次・全国統一指標」を令和7年6月24日に決定・発表しました。今後は、各地域ブロックに設置されている地域ブロック発注者協議会において、この新しい全国統一指標の基準値（令和6年度の実績値）や具体的な目標値、そして各地域の特性に応じた地域独自指標の項目などを検討します。その後、令和7年秋以降には、これらの内容を地域ブロック発注者協議会で正式に決定し、公表する予定です。指標の実績値は、これまでと同様に毎年度公表することにしていきます。

これらの新たな指標設定と、その着実な運用を通じて、公共工事等における品質確保と建設産業全体の働き方改革が、より具体的かつ実効性のある形で推進され、持続可能な建設産業の実現に貢献していくことが期待されます。